



小・中学校学校給食の完全無償化を継続します

たつの市では、平成30年度から中学校給食の無償化に取り組み、令和7年度からは、小学校給食も無償化とし、小・中学校学校給食の完全無償化を実現しました。

令和8年度からは、国において創設された公立小学校を対象とした「給食費負担軽減交付金」を活用し、引き続き、小・中学校学校給食の完全無償化を継続します。

1 たつの市内にある公立小・中学校へ通う児童生徒

小学校	無償化 (市費および給食費負担軽減交付金)
中学校	無償化 (市費)

2 たつの市外の小・中学校へ通う児童生徒

	学校給食を提供する学校	学校給食を提供していない学校
小学校	学校給食費を補助 (給食費負担軽減交付金との差額) (市の学校給食費を上限)	弁当等の材料費を補助 (市の学校給食費相当額)
中学校	学校給食費を補助 (市の学校給食費を上限)	弁当等の材料費を補助 (市の学校給食費相当額)

※食物アレルギー等の理由により、年間を通じて学校給食を喫食できず、代替食等を持参する場合は、申請により補助金の対象となります。事前に教育総務課へ相談してください。
※たつの市外の小・中学校に通学している場合は、別途補助金申請が必要になります。申請方法は、市ホームページでお知らせします。

申請・問い合わせ先 教育総務課 (☎64・3178)

小・中学校児童生徒の学校給食費は、無償としていますが、高騰が続いている食材の価格に対応し、質が確保された学校給食を安定的に提供していくため、令和8年度から学校給食費を次のとおり改定します。

区分	令和8年度学校給食費(令和7年度との比較)	
	1食あたり	月額
小学校	330円(+17円)	5,500円(+200円)
中学校	375円(+20円)	5,800円(+300円)



▶ すこやか給食課 (☎72・8181)



保育士として働いたらたつの市で！ ～たつの市保育士復帰応援事業について～

潜在保育士の職場復帰支援を行うために、市内の私立保育所・私立認定こども園に採用された保育士・保育教諭に対し、復帰応援事業補助金を支給します。

対象者 次の①から④を全て満たす方

- ① 公私立保育施設等において、保育士・保育教諭等として過去に3年以上の勤務実績がある方(1日当たり6時間以上かつ1カ月当たり20日以上勤務)
- ② 市内の私立保育所・私立認定こども園に保育士・保育教諭として直接雇用され、採用の日から6カ月を経過した方(1日当たり6時間以上かつ1カ月当たり20日以上勤務)
- ③ 過去に本事業による補助金の支給を受けていない方
- ④ たつの市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金*の支給を受けていない方

※ たつの市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金…通算経験年数が7年未満の市内私立保育所・私立認定こども園に勤務する保育士・保育教諭を対象とした、賃金改善に係る補助金

補助額

1日当たりの勤務時間	補助金の額
7時間30分以上	120,000円
7時間以上7時間30分未満	110,000円
6時間以上7時間未満	100,000円

申請書類

- ① 保育士復帰応援事業補助金交付申請書
 - ② 雇用内容・勤務実績等が分かる書類
 - ③ 保育士登録証または幼稚園教諭普通免許状の写し
- ※ 申請書類は、各保育施設、幼児教育課および各総合支所地域振興課に設置、市ホームページに掲載しています。

申請方法 随時受け付けていますので、申請書類を幼児教育課へ郵送または持参してください。

申請・問い合わせ先 幼児教育課 (☎64・3222、☎679-4192 龍野町富永1005-1)



拡充 創業支援補助金の補助対象を拡充

これまで実施していた市内での創業支援に加え、第二創業および事業場の新設を計画している方に対して、開業に係る経費の一部を補助します。

補助額 店舗建築・店舗改修・店舗設備等経費の2分の1

限度額：創業150万円、第二創業75万円、事業場の新設：50万円

※転入および地域による加算あり

募集期間 4月10日(金)～5月29日(金)

提出先 商工振興課へ事前連絡の上、ご提出ください。提出時に面談を行います。

選考 募集期間終了後、審査を行い、採用の可否を決定します。

申請・問い合わせ先 商工振興課 (☎64・3158)



新規 高齢者グループの屋外活動を支援

屋外で活動する高齢者グループに、熱中症対策としてテントやタープ(太陽の日差しを防ぐ大きな布)を購入する費用の一部を助成します。

対象団体

次の全ての要件を満たす団体。ただし、国や地方公共団体等から類似の助成を受けることができる団体(老人クラブ等)は対象外。

- ・ 満65歳以上の市民5人以上で構成する団体
- ・ 屋外において健康増進活動を月2回以上実施する団体

補助内容 令和8年4月1日以降にテントまたはタープを購入した費用のうちの2分の1を助成(上限1万円、1団体1回限り)

申請方法 「高齢者屋外活動補助金交付申請書兼請求書」に次の書類を添付して提出してください。

・ 団体規約

・ 活動計画書

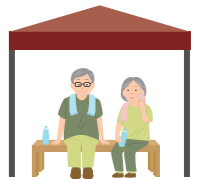
・ 会員名簿

・ テント等を購入した際の領収書の写し

・ 購入したテント等が確認できる写真等

申請・問い合わせ先

高年福祉課 (☎64・3152)



小規模老人クラブの活動を支援

高齢者の生きがい・健康づくりと社会参加を促進するため、小規模老人クラブの活動を支援します。

対象クラブ

会員数が10人以上29人以下で、たつの市老人クラブ連合会に加盟するクラブ

補助内容 兵庫県の定める老人クラブ活動

等社会活動促進事業に基づく活動に要する経費(上限45,000円/年)

補助期間 1クラブにつき、連続する5年間

を限度とし、1回限り(申請は、毎年必要)



申請書類

・ 補助金等交付申請書

・ 収支予算書

・ 事業計画書

・ 会員名簿

提出期限 5月11日(月)

申請・問い合わせ先

高年福祉課 (☎64・3152)